

# 平成25年度 事業報告書

公益財団法人 日本シルバーボランティアズ

## 1. 派遣事業(公1)

### 1) 一般地域への派遣事業概要

派遣国並びに派遣者総数は、ベトナム17、タイ5、ネパール3、スリランカ4、パラグアイ3、マレーシア2、アルゼンチン2、フィリピン1、ボリビア1、インド1、ウズベキスタン1の11カ国、40名であった。

派遣国としては、昨年度に加え新たにボリビア、アルゼンチンへの派遣が実現した。

派遣専門分野は、日本語教師34名、障害児介護3名、派遣調査3名であった。今後の課題としては、①限られた派遣費用の有効利用を図るための諸施策の検討、②会員の高齢化に対応して極力若い会員の獲得に努める事等に留意しつつ、引き続き日本との経済・文化面の関係が深い東南アジア諸国を中心に、広く各国における当財団ボランティアへの期待に応えるべく、派遣を継続して行きたい。

### 2) 中国への派遣事業概要

派遣者総数は58名(71案件)、その分野別人数は下記の通りであった。農林・水産46名(野菜栽培22名、果樹栽培14名、キノコ栽培6名、畜産他4名)、工・鉱業6名(縫製2名、自動車・製紙・印刷・化学品各1名)、経済・経営4名(生産管理3名、観光I名)、調査研究2名。これは期初事業計画の45名からは大幅に改善し、結果としてここ数年の派遣者数(60名前後)と同等レベルとなった。この背景は期初時点における中国からの派遣要請件数が少なく、それに合わせ計画を立案したものの、その後(期央以降)、中国から両国間の政治問題とは切り離れた形で派遣要請案件数の増加が有り、これに応えたための結果である。

また、これは中国内で当財団の活動が高く評価されている証と捉え、今後の両国間の草の根外交の一環として本活動を継続推進して行くこととしたい。

### 3) 国別派遣者数

東アジア	58名(中国 58名)
東南アジア	25名(ベトナム 17名、タイ 5名、フィリピン 1名、マレーシア2名)
南西・中央アジア	9名(スリランカ 4名、ネパール 3名、インド 1名、ウズベキスタン 1名)
南 米	6名(パラグアイ 3名、ボリビア 1名、アルゼンチン 2名)
合 計	98名(法人開設以来の派遣者数 4,595名)
	(平成24年度 98名 平成23年度 88名 平成22年度 84名)

#### 4)費用負担別派遣者数

中国	58名(71案件)
	(中国科技交流中心扱い58名)
法人の助成	37名(霞会館22名、尚友倶楽部14名、昭和会館1名)
その他	3名(自己資金3名)

#### 5)部門・分野別派遣者数

農林・水産部門	46名	野菜	22	果樹	14	養蚕、キノコ	6	水産養殖	1	畜産	1
		食品加工	2								
工鉱業・技術部門	6名	自動車	1	製紙	1	縫製デザイン	2	印刷	1	化学製品	1
経済・経営部門	4名	生産管理	3	観光	1						
社会教育文化部門	3名	介護	3								
日本語教育部門	34名	日本語教師	34								
調査・業務部門	5名	中国	2	ベトナム	1	マレーシア	1	タイ	1		
合計	98名										

#### 2. 登録業務(公1)

専門分野別	人数( )内女性		年齢別	人数( )内女性	%
農林・水産	79 ( 1 ) 24.6 %		80歳以上	55 ( 5 )	17.1 %
建築・土木	7 ( 0 ) 2.2 %		70歳代	115 ( 24 )	35.8 %
鉱工業・技術	50 ( 3 ) 15.6 %		60歳代	92 ( 32 )	28.7 %
経済・経営	18 ( 0 ) 5.6 %		50歳代	27 ( 7 )	8.4 %
医療・保健・衛	8 ( 6 ) 2.5 %		40歳代	8 ( 4 )	2.5 %
社会・教育・文化	19 ( 11 ) 5.9 %		30歳代以下	24 ( 18 )	7.5 %
日本語教育	140 ( 69 ) 43.6 %				
合計	321 ( 90 ) 100 %	合計	321 ( 90 )	100 %	
	平成24年度(340名)	平成23年度(360名)	平成22年度(365名)		

### 3. 事業推進に係る内外諸機関・団体との協力、交流、情報交換等(公1)

専門家派遣事業に係る内外諸機関・団体との協力、交流、情報交換等につき、以下の活動を行った。

- (1) 丸山理事長、小高理事、神服理事が、在京中国大使館の李纓 公使参事官他 と両国間の諸情勢につき意見交換を行った(6月)。
- (2) 丸山理事長、小高理事、神服理事が中国科学技術交流中心の邢継俊 副主任を団長とする訪日代表団と中国派遣事業の現況につき意見交換を行った(7月)。
- (3) 丸山理事長、小高理事が、中国科学技術交流中心主催の平成26年度派遣要請に関する全国会議出席のため青海省西寧市へ出張した(8月)。
- (4) 島村理事がアルファ国際学院梶浦学院長と共にタイ国立タマサート大学を訪問し、派遣日本語教師の活動を視察すると共に各種意見交換を行った(11月)。
- (5) 丸山理事長が国際協力機構の植澤理事と協議の結果、青年海外協力隊事務局 山田次長来所あり協力隊の活動内容につき説明を受けると共に意見交換を行った(1月)。
- (6) 島村理事がベトナムさくら日本語学校を訪問し、派遣日本語教師の活動を視察すると共に各種意見交換を行った(2月)。
- (7) 丸山理事長、小高理事、神服理事が来日した中国科学技術交流中心の秦洪明 日本処長他と当財団の支援策等につき協議した(3月)。
- (8) 島村理事がマレーシアのボルネオ日本文化交流センターを訪問し、派遣日本語教師の活動を視察すると共に各種意見交換を行った(3月)。

### 4. 助成金・寄付金・賛助金について(公 I)

混迷の続く国際政治・経済の中、まだ厳しさの残る国内経済状況に拘わらず関係諸団体・企業等のご理解を得て、相当額の助成金・寄付金・賛助金のご支援を得ることができた。また、登録会員、当財団の役職員をはじめ個人の方々からも寄付金を頂くことができた。

### 5. 広報事業(公 I)

- (1) 中国総合研究センター(独立行政法人科学技術振興機構)より取材を受け、JSVの活動紹介記事を、同センターのホームページに掲載してもらった
- (2) 「イカロス出版」より海外における日本語教育につき取材を受け、日本語教師養成校であるアルファ国際学院 と共同で対応し、取材記事が出版された。
- (3) 会報「JSV NEWS」(年2回発行)を当財団を支援して頂いている関係機関、団体、企業、会員その他のの方々へ広く配布し、当財団の活動内容の周知に努めた。
- (4) 各種派遣案件につきホームページに掲載し派遣希望者を募っている。

## 6. 総務事項

### 1) 内閣府(公益認定等委員会)関係

(1)「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第22条第1項に基づく定期提出書類(電子申請方式による)

- ① 平成24年度事業報告等に係る提出書—平成25年6月19日に提出。  
内容につき一部修正方指示有り、平成25年7月29日修正内容を提出。
- ② 平成26年度事業計画書等に係る提出書—平成26年2月25日に提出。

(2)「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第27条第1項及び第59条第1項に基づく立ち入り検査(全公益法人に対し3年に1回実施)

平成25年9月12日検査を受けたが、内閣府として勧告を出すような問題はない旨の講評を受けた。

### 2) 理事会・評議員会報告

(1) 理事会について

#### ① 第1回理事会(平成25年4月25日)

1. 平成24年度事業報告書を承認可決した。
2. 平成24年度貸借対照表、正味財産増減計算書並びに財産目録を承認可決した。
3. 平成25年度定時評議員会の招集を承認可決した。
4. 理事長の職務執行状況報告がなされた。

#### ② 第2回理事会(平成25年5月8日)

代表理事(理事長)の選定を承認可決した。

#### ③ 第3回理事会(平成26年2月5日)

1. 平成26年度事業計画書を承認可決した。
2. 平成26年度収支予算書を承認可決した。
3. 諸規程・細則の改廃を承認可決した。
4. 平成25年度第2回評議員会の招集を承認可決した。
5. 理事長の職務執行状況報告がなされた。

## (2) 評議員会について

### ① 定時評議員会(平成25年5月8日)

1. 平成24年度事業報告書の報告がなされた。
2. 平成24年度貸借対照表、正味財産増減計算書並びに財産目録を承認可決した。
3. (公財)日本シルバーボランティアズの役員(理事、監事)を選任した。
4. 理事長の職務執行状況報告がなされた。

### ② 第2回評議員会(平成26年2月24日)

1. 平成26年度事業計画書を承認可決した。
2. 平成26年度収支予算書を承認可決した。
3. 平成26年度常勤理事の報酬額を承認可決した。
4. 理事長の職務執行状況報告がなされた。
5. 内閣府(公益認定等委員会)への定期提出書類・立ち入り検査の報告がなされた。

## 3) 役職員の現況について

期末現在の評議員数	7名(非常勤)
理事数	5名(内常勤 4名)
事務局職員数	1名(非常勤)

## 4) 決算の状況

当期は、56万円の正味財産経常減の予算に対し、98万円の正味財産経常減となった。これは主として厳しい経済環境による寄付金等の収入未達、派遣先開拓の海外出張費等の支出増による。

## 5) 附属明細書

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成していない。

以上